佐渡市民サービスカード（準住民用）の介護帰省の更新について（お知らせ）

今後は以下の運用といたしますので、お知らせします。

・令和4年10月1日から運用を開始している佐渡市民サービスカード（準住民用）の介護帰省者について、1年間は更新案内を送付しておりましたが、令和6年11月1日以降は、**更新案内を郵送しておりません**ので、ご注意願います。

・更新可能期間は有効期限の前後3カ月間です。お持ちの佐渡市民サービスカード（準住民用）の有効期限を確認し、忘れずに更新するようお願いいたします。

1　更新に必要な書類

①佐渡市民サービスカード交付・更新申請書（様式第4号）
※佐渡市HPからダウンロードいただくか、交通政策課、各市民センターにあります。
②介護保険被保険者証の写し
※三つ折りのものを開いてコピーをして提出ください。
※佐渡市民サービスカード（準住民用）の有効期限内に介護保険被保険者証の認定期間が切れた場合、再度提出をお願いします。
③申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバー等）の写し
※戸籍抄本もしくは戸籍謄本等は**不要**となります。

2　申請方法及び受付場所

上記の必要書類を揃えて、佐渡市交通政策課、各市民センターへ提出してください。
郵送の場合は下記の佐渡市交通政策課へ郵送ください。

受付場所：佐渡市交通政策課、各市民センター（平日8：30～17：30）

3　更新手続きにあたっての注意事項

・1年間の来島が**佐渡市民サービスカードを利用して、6往復以上ない場合**、**更新できません**ので、ご注意ください。※利用回数は交通政策課で確認を行っています。
・更新後の佐渡市民サービスカード（準住民用）の有効期間は、更新日に関わらず、前カードの有効期限日の翌日から1年間となります。
・**佐渡市民カードを利用せずに来島した場合は、回数に加算しない**ので、ご注意ください。
・**1人の方**の来島が1年間6往復以上になります。家族、兄弟姉妹合わせて6往復ではありませんので、ご注意ください。
・**以下の場合も更新できません。**
例：要介護もしくは要支援の認定が解除された場合、
介護を必要とされる方が佐渡市から転居した場合、
介護を必要とされる方が施設等へ長期入所し、継続的な介護が必要なくなった　等
※施設等に入所した後であっても、通院等の予定が具体的に決まっており、継続的に家族の介護が必要となる場合は、交付対象となる場合もあります。詳しくは交通政策課までお問い合わせください。
・**更新期限までに手続きを行わなかった場合、要介護者の介護度に進行がなければ、再申請できません。**
※介護度進行による再申請を行う場合、新規申請の取り扱いとなります。
・来島回数には、佐渡市民サービスカードを利用した回数をご記入ください。
・更新申請を行った後、新しい佐渡市民サービスカードが届く前に佐渡汽船を利用した場合は、割引は受けられません。また、佐渡市民サービスカードが届いた後に、遡って割引することもできません。

【送付先／お問い合わせ先】
佐渡市企画部交通政策課
〒952－1292　佐渡市千種232番地　TEL　0259－63－3184

Q&A

Q1　申請書は佐渡市HPのどこからダウンロードできるか
A1 「佐渡市　航路　準住民」で検索し、「佐渡航路運賃（準住民の島民割引）のご案内」ページにある「介護帰省者」からダウンロードできます。
「佐渡航路運賃（準住民の島民割引）のご案内」
https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2016/41201.html

また、右のQRコードから上記ページに飛ぶことができますので、
そちらからダウンロードください。

Q2　更新の申請はいつからできるか。
A2　有効期限の3ヶ月前から更新の申請ができます。また、有効期限が切れても3ヵ月以内であれば更新申請が可能です。
ただし、申請時点、あるいは有効期限内に佐渡への来島が佐渡市民サービスカードを利用して、6往復以上あることが確認できない場合は、更新できません。

Q3　家族（もしくは兄弟姉妹）で介護に来ている。合わせて、6往復あればよいか。
A3　合わせて6往復ではありません。1人の方の来島が6往復ないと更新できません。

Q4　来島回数はいつからいつまでのものを記入すればよいか。
A4　例えばですが、令和6年11月30日有効期限の佐渡市民サービスカードをお持ちの場合、令和5年12月1日から令和6年11月30日までに佐渡市民サービスカードを利用した往復の回数をご記入ください。
なお、佐渡市民サービスカードを利用しなかった場合、今後利用予定の場合等は回数に含むことができません。

Q5　自動車航送を利用した場合、回数に含むことができるか。
A5　含むことができます。利用した場合、いつ利用したか、日付も併せてご記入ください。
自動車航送をご利用の場合、佐渡汽船へ申し出の上、「島民割引申込書（準住民）」をご記入 ください。（令和8年11月1日乗船分からは割引運賃の適用もできます。）

Q6　新しい佐渡市民サービスカードが届いたら、古いものはどうすればよいか。
A6　古い佐渡市民サービスカードはハサミ等で廃棄を行ってください。

Q7　新しい佐渡市民サービスカードはどのくらいで届くか。
A7　申請書が交通政策課に届いてから、2週間程を目途に郵送いたします。

Q8　速達等で返送してほしい場合はどうしたらよいか。
A8　返信用封筒をご用意いただき、必要分の切手（例えば、速達で返信してほしい場合はその料金分）を貼付して申請書類に添付してください。

Q9　有効期間が「前カードの有効期限日の翌日から1年間」とは具体的にはどうなるか。
A9　例えば有効期限が令和6年11月30日有効期限の佐渡市民サービスカードをお持ちで、更新申請を行った場合、更新後カードの有効期間は令和6年12月1日から令和7年11月30日となります。
なお、更新手続きが遅れ、令和7年2月1日に更新申請したとしても、有効期限は令和7年11月30日から変わりません。

【送付先／お問い合わせ先】
佐渡市企画部交通政策課
〒952－1292　佐渡市千種232番地　TEL　0259－63－3184
令和8年10月現在